

船舶事故等調査報告書

平成25年2月28日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2012門第98号
事故等種類	乗揚
発生日時	平成24年1月18日 13時00分ごろ
発生場所	鹿児島県西之表市浦田漁港 西之表市所在の浦田港沖防波堤灯台から真方位000°30m付近 (概位 北緯30°49.5′ 東経131°02.5′)
事故等調査の経過	平成24年7月6日、本事故の調査を担当する主管調査官（門司事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報	
船種船名、総トン数	引船 第四十八美代丸、19トン
船舶番号、船舶所有者等	292-45024 鹿児島、藤田建設興業株式会社
乗組員等に関する情報	船長、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定
死傷者等	なし
損傷	両舷プロペラ翼に曲損
事故等の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、船首約1.0m、船尾約2.5mの喫水により、浦田漁港内の港湾工事に使用される起重機船（非自航）をえい航し、浦田漁港に到着して沖防波堤西端部北側至近まで起重機船をえい航した後、本船を単独で移動させる際、船長が船首を北方に向けようとしてその場で回頭したところ、プロペラが沖防波堤の周囲に敷設された水面下の消波ブロックに接触した。
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北東、風力 1 海象：海上 平穏、潮汐 高潮時
その他の事項	船長は、沖防波堤の周囲に消波ブロックが敷設されていることを知っていた。
分析	
乗組員等の関与	あり
船体・機関等の関与	なし
気象・海象の関与	なし
判明した事項の解析	本船は、浦田漁港の沖防波堤西端部北側至近において、起重機船のえい航を終えて単独で移動を開始する際、船首を北方に向けようとし、その場で回頭したところ、船尾が沖防波堤に接近したことから、プロペラが沖防波堤の周囲に敷設された水面下の消波ブロックに接触したものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、浦田漁港の沖防波堤西端部北側至近において、起重機船のえい航を終えて単独で移動を開始する際、船首を北方に向けようとし、その場で回頭したところ、船尾が沖防波堤に接近したた

	め、沖防波堤の周囲に敷設された水面下の消波ブロックにプロペラが接触したことにより発生したものと考えられる。
--	---